漁業法(昭和42年法律第267号)第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び 石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。 令和5年1月24日

(1) 小型いか釣り漁業(するめいか、あかいか)

	制限措置									
漁業の 種類	漁業種類	許可又は起業 の認可をかの き船舶舶の とび が い数 とび数 とい数 との 数 との 数 との 数 との 数 との 数 との と の と と と と		推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の 資格	調整月14 果第14 条め 続許可	許可の 有効期 間	
	小型いか釣り漁業 (するめいか)	82	5トン以上 30トン未満	定めなし	石川県沖合海域とする。	5月1日から 12月31日ま で	北海道に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	新規	1年未 満	
		76	"	"	n.	"	青森県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
		5	"	"	"	"	岩手県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
		1	"	"	"	"	宮城県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
		4	"	11	"	"	山形県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
		2	"	11	"	"	新潟県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
小型いか		1	11	11	II.	"	富山県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
釣り漁業		22	"	"	п	"	福井県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
			3	"	"	п	"	兵庫県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"
		11	"	"	п	"	鳥取県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
		2	"	"	п	"	島根県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
		3	"	"	"	"	佐賀県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
		25	"	"	"	11	長崎県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	"	"	
	小型いか釣り漁業 (あかいか)	5	10トン未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点270 度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から 12月31日ま で	福井県に漁業根 拠地又は使用船 舶の根拠地を有 する者	新規	1年未 満	

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年1月24日から令和5年3月23日まで

(2) かご漁業(こういか)、かご漁業(ばい(地方名称:あずきがい))、こぎ刺し網漁業(あまだい)、 小型定置網漁業について

	至足目前温米に フ			制限	措置							
漁業の 種類	漁業種類	許のきなのではない。 ではを等舶のは数としている。 ではを等舶のは数とのでする。 ではを等舶のは数とのでするができる。 では、数総漁 にでするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 でするが、できる。 できるが、できる。 できるが、できるが、できる。 できるが、できるが、できるが、できる。 できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、できるが、	船舶のト ン数	推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	漁業時期	漁業を営む者の 資格	調製集の 親 り に る 許 可	許可の 有効期 間	遊休許 の管数 の数	県漁協支所及 び出張所(旧 漁協又は地 区) 、都道府県	
かご漁業	かご漁業(こうい か)	22 (4)	定めなし	定めなし	次のア、の大・ (本)	3月か3月 5月31で 1日ら日	次い当(1)者漁者1(2)ら業使拠者のずす)漁をいら世界地(1)に者使き、小白根用地(2)も、根に者使に用む、市に知のする船だ用む、市に知のする。 かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう はんしゃ かいかい かいしゅう はんしゅう かいしゅう かいしゅう はんしゅう かいしゅう かいりゅう かいしゅう かいしゅ かいしゅう かいしゃ かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅう かいしゅん かい かい かいしゅ かいしん かいしゅん かいしゅん かいし かいしゅん	継続	5年	12	小美松川任	
			49 (2)	II	"	羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港 との最大高潮時海岸線における 境界点(北緯37度03.867分、東 経136度43.300分)280.0度の線 と、かほく市木津と同市高松と の最大高潮時海岸線における境 界点(北緯36度45.140分、東経 136度42.130分)285.0度の線と の両線間における共同漁業権と 場を除いた、水深37.5m以浅の 海域。	4月1日 から 5月15日 まで	次い当(1)者漁者1(2)高町根用地の介がすり漁た使含 ほか住地舶有いた使含 ほか住地舶有いた性・の大きに見る はいは、のするがは、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	11	"	8	押水 水 水 水 地 垣 浜 賀

			-	制限	措置						
漁業の 種類	漁業種類	許のきなが、 ではなずののきなびという。 ではなずののは数かになっての。 ではなずののは数かにできいるができるができるのができる。 でするができるが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 でするが、できない。 できない。	船舶のト ン数	推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	漁業時期	漁業を営む者の 資格	調整規14 条にる 統許可	14 許可の 定 有効期 継 間	遊休許 可の枠 数管理 の数	県漁協支所及 び出張所(旧 漁協又は地 区) 、都道府県
かご漁業	かご漁業 (ばい (地 方名称: あずきが い))	4 (0)	定めなし	定めなし	次のアア、カ カん オ で	3月1ら か12月31日 まで	次い当(1者漁者1(2)ら業使拠者(1)れる船だ関む、小山拠船を(1)に者使に関す、本山地船をのする船を(1)のは、市に又のする船が開む、本市に対のする。 市に又のする (2)も 用、定※ か漁は根る	継続	5年	4	小美松
		45 (3)	II	"	羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港 との最大高潮時海岸線における 境界点(北緯37度03.867分、東 経136度43.300分)280.0度の線 と、かほく市木津と同市高松と の最大高潮時海岸線における境 界点(北緯36度45.140分、東経 136度42.130分)285.0度の線 との両線間における共同漁業権漁 場を除いた、水深30m以浅の海 域。	5月1日 から 6月30日 まで	次い当(1)(者漁者1(2)に者使に予。 にお他に予。 にのですのですのですのですのですのですのですのですのですのです。。となるというには、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	11	"	12	押水 水 水 水 球 垣 浜 賀

	制限措置										
漁業の 種類	漁業種類	許のき及り でいる。 ではなずののきない、 でいる。 でい。 でいる。	船舶のト ン数	推進機関の馬力数	操業区域 (緯度経度は世界測地系)	漁業時期	漁業を営む者の 資格	調製第にる許 を が 続 い る い る き の 続 い る き の う た う う う う う う う う う う う う う う う う う	許可の 有効期 間	遊休許 可の管理 の数	県漁協支所及 び出張所(旧 漁協又は地 区) 、都道府県
ご網漁業	こぎ刺し網漁業 まだい)	67 (33)	7トン未満	定めなし	輪島市と珠洲市との最大高潮時 海岸線における境界点(北緯37 度27.957分、東経137度05.155 分)0.0度の線以西の石川県沖 ただし、羽咋郡志賀町海士埼 ただし、羽咋郡志賀町海士埼 行台(北緯37度08.812分、東線以 136度40.237分)270.0度の線以 南の海域にあっては石川県 東の最大高潮時海岸線から沖合4年海里 以内、同線以北にあっては右石海 県の最大高潮時海岸線沖合1海 里以内の海域で操業してはない。	1月1日 から 12月31日 まで	次い当(1) 者漁者 1 (2) ら町根用地のずす漁治に使き 知島見地舶有の該 用、定※ か前業使拠名の かい	継続	5年	55	加小美松金金内南押羽柴高志福富西門賀松川任沢沢灌浦水咋垣浜賀浦来海前港海市港湾
		73 (20)	II.	"	珠洲市の戸倉埼灯台(北緯37度28,083分、東終137度08,685分)、から0、度の線以西の石川県沖合海域。ただし、①以南の海域にあっては石川県の最大高湖、印金と高湖、印金と高湖、中では石川県の最大高湖、中では石川県の最大の間にあっから沖合との間にあっから沖合との間にあっから沖合との間にあっから沖合との間にあっから沖合との間にあっから沖合との場では石川県の最上のでは、一切が、東半、東をは、1037度08,812分、東を137度08,812分、東を137度08,812分、東の線大高湖時海岸線における境界点(北緯37度27,957分、東経137度05,155分)0.0度の線	II	次い当() 1 (2) も (1) (2) も (2) も (1) (2) も (1) (2) も (1) (2) も (2) も (2) (3) も (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	"	"	30	輪島
		7 (3)	IJ	"	輪島市と珠洲市との最大高潮時 海岸線における境界点(北緯37 度27.957分、東経137度05.155 分)0.0度の線と鳳珠郡能登町 能登小木港犬山灯台(北緯37度 17.875分、東経137度13.890 分)90.0度の線との両線間にお ける石川県沖合海域。 ただし、石川県の最大高潮時 海岸線から沖合2海里以内の海 域で操業してはならない。	"	次い当(1)(2)(1)(2)(1)(2)(1)(2)(1)(2)(1)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)(2)	"	"	17	すず、小木 (内浦出張所 含む)
小型定置網漁業	小型定置網漁業	1 1 金砂匠饼 - 五級	5トン未満	走めなし	次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に直線で結んだ線によって 囲まれた区域 ア 雌島灯台中心点から243度 16分、3、452メートルの点(北 線37度03.534分、東経136度 57.534分) イ ア点から99度38分、261 メートルの点(北緯37度03.511 分、東経136度57.708分)。 ウ ア点から133度02分、261 メートルの点(北緯37度03.439 分、東経136度57.664分)	3月1日から 翌年1月15日 まで	次の(1)(2)(の) かれに (1)(2)(の) 当	新規	1年	-	七尾

許可又は起業の認可を申請すべき期間 令和5年1月24日から令和5年2月22日まで

^{※「}漁船使用者」・・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者